

(ご意見)

お世話になっております。

先般「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（JEAC4804-201X）改定案」において、運転責任者は炉主任を持つことを条件とすべきと提案しました。

この件は、原発事業者の運転員に対しての規制と勘違いしていて、電話で意見の取り下げを致しました。

しかし、運転判定者こそ炉主任の免許を持つべきと考えます。

その知識はシビアアクシデント時にさらに有効で、運転員に指導ができるからです。

現実には、炉主任を原発ごとに置く規則となっています。

過酷事象の対応には炉主任の知識は必要であることと認識されました。

そこで指導する判定者は炉主任の知識を持つべきと考えます。

第4層の防護が破れました。社会の目が運転員の資質に向かってきました。

運転関係者の改善へ対応が必要と思います。

原子力村の信用回復のため原子力の安全にはできる限りのことをやる必要があります。

宜しく願いいたします。

(対応)

ご意見ありがとうございます。

原子力発電所運転責任者の資格判定に係る、試験委員(運転責任者を判定する者)につきましては、JEACに基づき次の通り構成しております。

- ・原子力工学に関する学識経験を有する者
- ・原子力発電所の運転管理又は教育・研究に十分な経験を有する者
- ・運転実技試験委員

ご意見にあります、運転判定者こそ炉主任の免許を持つべきという点につきましては、“原子力発電所の運転管理に十分な経験を有する者”の中に実用発電用原子炉を設置した事業所において、発電用原子炉主任技術者（又は代行者）としての業務経験を有する者が含まれるよう、判定機関の内規に求めております。

このように、原子力発電所の運転責任者の判定につきましては、原子力工学に関する学識経験者からの視点、実際に原子力発電所の運転管理に携わった者の視点およびプラントの運転操作、教育・訓練に長けた者の視点から総合的に判断するようにしております。

また、ご意見のとおり原子力の安全にはできる限りのことを実施する必要があることから、本規程においても、今回の福島事故に鑑み運転責任者の事故時の状況判断にシビアアクシデント(重大事故)を追加することにしました。

以上

【試験委員の構成】

番号	筆記 / 口答試験委員の基準	具体的な基準	委嘱人数
(1)	原子力工学に関する学識経験を有する者	以下のいずれかに該当する者をいう。 a . 大学又は大学院の原子力工学系学科の教授又は准教授の経歴を有する者で、博士の学位を有する者 b . 日本原子力研究開発機構等の研究機関又は企業の原子力部門において、原子力工学関係の研究開発業務又は原子力関係の設計業務等に通算10年以上従事している者で、博士(工学)の学位を有する者。	2名以上
(2)	原子力発電所の運転管理又は教育・研究に十分な経験を有する者	以下のいずれかに該当する者をいう。但し、原子力関係業務を行う会社・法人等から退職した者は退職から3年以内とする。 a . 実用発電用原子炉を設置した事業所において、発電用原子炉主任技術者(又は代行者)としての業務経験を有する者 b . 運転訓練センター又は発電用原子炉設置者訓練施設においてインストラクタの業務経験を4年以上有する者 c . 運転責任者としての業務経験を4年以上有する者 d . 発電室長等として発電用原子炉施設の運転に関する業務経験を4年以上有する者 e . c項, d項に定める業務経験の合計を通算4年以上有する者	2名以上
(3)	運転実技試験委員	運転訓練センターにおいて認定された運転実技試験委員をいう。	2名以上